

柏市増尾地域ふるさと協議会交通・研修費規程

(目的)

第1条 この規程に基づき、会務に要した交通費・研修費について必要な事項を定める。

(交通費の金額)

第2条 交通費は交通手段の如何にかかわらず、増尾駅を起点とした公共の交通手段（電車またはバス）を使用した場合に要する往復の費用を支給する。

但し、会長が認めた場合はタクシー等の実費を支給することができる。

(交通費の支払い)

第3条 前条に関わる支払いは、「交通費請求書」（別紙）により事後速やかに行うものとする。但し、一定期間分を取りまとめて支払う事ができる。

(研修費)

第4条 研修の受講についてはあらかじめ役員会の承認を要し、これに要する費用及び資料等の実費は、それらにかかわる領収書にもとづき弁済する。但し、文書等により受講内容・所要金額等が確認できるものについては、それにより受講者が記名・捺印することにより領収書に替えることができる。

(その他)

第5条 この規程に定めない事項については、その都度役員会の協議により決定する。

2 この規程の各条項については、役員会の議決を経て変更する事ができる。

付則

この規程は、平成20年5月18日から施行する。

この規程は、平成28年5月8日から施行する。

この規程は、平成29年5月14日から施行する。